

## 仕様書

1. 件 名 市川市自転車等駐車場入退場管理装置賃貸借（二俣新町第2駐輪場）
2. 賃貸借期間 令和3年4月1日 から 令和8年3月31日
3. 施行場所 二俣新町第2駐輪場 （市川市二俣新町3番4）※別紙1のとおり
4. 納入期限 令和3年3月31日
5. 賃貸借物件及び数量 別紙2のとおりとする。

### 6. 設置機器の仕様

別紙2にて記載の製品型式番号は参考品番であり、事前に性能を確認するため、設置する機器のカタログ又はメーカーの証明書等を、「市川市一般競争入札参加申請書」に添付し、入札書類提出期限までに交通計画課（駐輪・駐車施設担当）に提出することとする。参考品番の製品を選択する場合も同様とする。

### 7. 賃貸借物件の機器の性能・規格

別紙3のとおり設置するものとする。

#### （1）入口・出口用ゲート

- ①非電力式回転ゲート（非動力）とする。
- ②自転車等駐車場の入退場箇所にゲートをそれぞれ設置し、利用者が回転ゲートを押して入退場できるものとする。
- ③不正な入退場等、不正利用を防止するため、前後2枚の回転ゲートが回転し、一方のゲートが開くとき、もう一方は締まるようになっている構造で、2台以上の同時通過を防ぐことができるものとする。
- ④ゲート出入口付近では渋滞しないよう、1分間あたり10台以上の処理能力を有するものとする。尚、不正使用防止の為、ゲート解放モード等を使用してはならない。
- ⑤モーターが原因の挟まれ事故等を防止するため、電力を使わずに利用者が回転ゲートを押すことで、誰もが安全に入退場可能なものとする。
- ⑥停電等または災害等の緊急時には、回転ゲートが自動的にロックを解除し、利用者の入退場の妨げにならないよう配慮された仕組みであること。
- ⑦回転ゲートは一方方向のみに回転し、逆回転しない（入場口から退場できない）ものとし、1台通るごとに180度回転するものであること。

(2) 入口認証機

- ①入口用回転ゲートの手前に設置すること。
- ②入場の際、事前に定期利用料金を支払った利用者の持つ市指定のＩＣカードをかざすことで、入口用回転ゲートの開錠ができるものとする。

(3) 出口認証機

- ①出口用回転ゲートの手前に設置すること。
- ②退場の際、事前に定期利用料金を支払った利用者の持つ市指定のＩＣカードをかざすことで、出口用回転ゲートの開錠ができるものとする。

(4) 二輪車識別機

機器上のどこを通過しても、歩行者、自転車、原付バイク等それぞれの識別が高精度かつ安全に感知できるものとする。

(5) 自転車ガイド

機器の設置に合わせ、ゲート通路の確保及び、機器周辺に歩行者等が進入することを防止する目的に設置するものとする。

(6) 利用案内看板

利用者が容易に入口及び出口認証機の使用方法を理解できる説明が記載されたものであること。なお、表示内容については、事前に市に承認を得るものとする。

(7) 歩行者通路（利用者通行用柵）

駐輪場内への自転車・原付バイク等の入出を防ぎ、歩行者のみが通行可能な通路であること。

(8) 進入路ラインマーク

ゲート進入方向をわかりやすく表記したデザインの床面貼り付けシートとする。

8. 納品物件

「５．賃貸借物件及び数量」に示された物件に係る以下のドキュメントを提出期限までに提出すること。

| 番号 | 納品物件            | 提出期限          |
|----|-----------------|---------------|
| 1  | 機器配置図、施工図等      | 契約日から14日以内    |
| 2  | 体制図（納入後の連絡先を含む） |               |
| 3  | 賃貸借物件に関する取扱説明書  | 「4. 納入期限」のとおり |
| 4  | 賃貸借物件に関する保証書    |               |
| 5  | 納入物件一覧          |               |

## 9. 契約不適合責任

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から1年以内の間に賃貸人に対する通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の請求をすることができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

## 10. 動産総合保険の付保

契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保する。

## 11. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

## 12. 秘密の保持

賃貸人は、この作業により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

## 13. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、またはその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 14. 賃貸借物件の撤去

賃貸借期間満了後、賃借人からの指示があった場合は、賃貸人の負担により賃貸借物件を撤去することとする。ただし、市川市が賃貸借物件の再リースを申し出た時は、これに応じるものとし、当該賃貸借期間満了後に賃貸人の負担により賃貸借物件を撤去することとする。

#### 15. その他

- (1) 本仕様書の定めのない事項については、その都度、賃借人、賃貸人双方で協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 契約の履行上疑義が生じた場合は、賃貸人は賃借人と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 機械警備・保守点検・料金徴収等については、「市川市自転車等駐車場及び自転車置場入退場管理装置」に係る委託業者と調整を行うこと。
- (4) 賃貸人は暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。



二俣新町第2駐輪場（市川市二俣新町3番4）

## 賃貸借物件及び数量

## 二俣新町第 2 駐輪場

| 番号  | 品名          | 数量  | 製品型式番号（参考品番）      |
|-----|-------------|-----|-------------------|
| 1   | 入口用サイクルンゲート | 1 台 | 東海技研（株）CAGBRT-022 |
| 2   | 出口用サイクルンゲート | 1 台 | 東海技研（株）CAGBRT-022 |
| 3   | 入口認証機       | 1 台 | 東海技研（株）CAGM00-001 |
| 4   | 出口認証機       | 1 台 | 東海技研（株）CAGMCF-001 |
| 5   | 二輪車識別機      | 1 台 | 東海技研（株）CAGMBD-002 |
| 6   | 定期発行機用ソフト   | 1 式 | 東海技研（株）           |
| 7   | 自転車ガイド      | 1 式 | 東海技研（株）           |
| 8   | 利用案内看板（入口）  | 1 台 | 東海技研（株）           |
| 9   | 利用案内看板（出口）  | 1 台 | 東海技研（株）           |
| 1 0 | 防雨テント       | 2 張 | 東海技研（株）           |
| 1 1 | 歩行者通路       | 2 式 | 東海技研（株）           |
| 1 2 | 進入路ラインマーク   | 1 式 | 東海技研（株）           |

- ※① 機器の設置に伴う配線、配管等材料費、部材等運搬費、工事、安全対策費等を含む。  
 なお、機器に関しては賃借人の指示に従うこと。
- ※② 賃貸借期間終了後の機器の撤去・原状復帰に係る経費を含む。  
 なお、撤去に関しては、賃借人の指示に従うこと。
- ※③ 設置機器は塩害対策仕様とする。
- ※④ 仕様書中の製品については、参考品番であり、納入する機器はこれと同等以上の  
 ものとし、上記以外の機種を選定する場合は、事前に市の承認を得ること。